

生物多様性地域連携保全活動の促進に関する検討会

報告書

平成 29 年 12 月

生物多様性地域連携保全活動の促進に関する検討会

目次

第1章．現状	3
1.1. 国によるこれまでの取組	3
1.2. 各地の取組状況	4
(1) 地域連携保全活動計画の作成状況	4
(2) 地域連携保全活動支援センターの設置状況	5
第2章．課題	6
2.1. 地域連携保全活動計画作成の意義、効果の発揮	6
2.2. 地域連携保全活動支援センターの設置促進、機能強化	6
2.3. 活動の資源（資金・担い手）の持続的な確保	7
2.4. 所有者不明又は所有者の協力が得られない土地への対応	7
第3章．取組の推進方策	9
3.1. 基本的方向性	9
3.2. 具体的な取組	11
(1) 計画作成の意義、効果の発揮に係る取組	11
1) 活動計画の作成意義の発信	
2) 活動計画の作成労力の軽減	
3) 制度の周知の改善・強化	
(2) センターの開設、機能強化に係る取組	12
1) 既存の組織・施設の活用を含む窓口・プラットフォームの開設	
2) 能動的かつ戦略的な連携促進のための機能強化	
3) 専門性の確保	
4) 環境省とセンターの連携強化	
(3) 活動の資源の持続的な確保に係る取組	13
1) 活動の資源の確保	
2) 事業者との連携強化	
3) 他の分野との連携強化	
(4) 所有者不明の土地等への対応に係る取組	15
1) 関連制度の対応状況の周知	

はじめに

平成 20 年に生物多様性基本法が制定され、国は多様な主体の連携及び協働による生物多様性の保全のための活動を促進するために必要な措置を講ずることが定められた。また、平成 22 年には愛知県名古屋市で生物多様性条約第 10 回締約国会議（CBD-COP10）が開催され、生物多様性に関する新たな世界目標として「愛知目標」が採択された。また、2011 年から 2020 年までの 10 年間は、愛知目標の達成も含めて、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に重点的に取り組む「国連生物多様性の 10 年」と定められ、多様な主体による生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を進めていく機運が高まってきた。

このような状況を踏まえ、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号。以下「生物多様性地域連携促進法」という。）が、平成 22 年 12 月 10 日に制定され、平成 23 年 10 月 1 日に施行された。

この法律は、地域の自然的・社会的条件に応じた生物多様性の保全のための活動を地域における多様な主体が有機的に連携して行うことを促進し、豊かな生物多様性の保全、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。地域連携保全活動を担う多様な主体として、市町村、農林漁業者、NPO/NGO 等の営利を目的としない団体、地域住民、企業等の事業者、教育・研究機関、専門家等が挙げられる。

今後、本法を活用して、同じ地域や隣接する地域で活動する複数の団体が同じ目標に向かって連携したり、異なる得意分野を持つ NPO/NGO 等や事業者等の多様な主体がそれぞれの長所を活かしながら連携したりすることで、活動がより効果的になり、さらに発展することが期待されている。

生物多様性地域連携促進法においては、附則によって以下のとおり、施行後に施行の状況等について検討を行い、必要な措置を講ずるものとされている。

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）附則

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、土地の所有者が判明しないことその他の事情により地域における生物の多様性の保全のための活動について土地の所有者の協力が得られないことが当該活動に支障を及ぼす場合があることにかんがみ、土地の所有者の協力が得られない場合における地域における生物の多様性を保全するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

そこで、環境省、農林水産省及び国土交通省は、平成 29 年 10 月に生物多様性地域連携保全活動の促進に関する検討会を設置し、生物多様性地域連携促進法に関する以下の議題について検討を行った。本報告書は、3 回にわたる同検討会の検討の結果をとりまとめたものである。

- (1) 生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動に関する現状と課題について
- (2) 生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動に関する今後の方策について
- (3) その他

第1章.現状

1.1.国によるこれまでの取組

環境省、農林水産省及び国土交通省は、地域連携保全活動基本方針¹を策定するに当たり、有識者、専門家、地方公共団体、関係団体等を委員とする「生物多様性保全活動の促進に関する検討会」を設置し、平成23年1月から平成23年8月まで計4回の検討会を開催した。また、平成23年1月から平成23年3月まで、全国9か所（10回）において、地域の関係者（地方公共団体、NPO等）から意見を聴くための意見交換会も開催した。

環境省では平成23年度以降、以下に示すような取組を行い、国土交通省、農林水産省と連携を図りながら、地域連携保全活動を推進してきた。

表1 環境省によるこれまでの施策

取組名	主な内容	実施年度等
生物多様性地域連携促進法のあらまし（パンフレット）の作成	法律の背景・概要、地域連携保全活動の例等について紹介	平成23年10月初版発行 平成25年9月第2版発行
地域連携保全活動計画作成の手引きの作成	地域連携保全活動の概要、計画の作成手順等について解説	平成24年3月発行
地域生物多様性保全活動支援事業（交付金事業）による計画策定支援	事業の対象として地域連携保全活動計画の策定を支援	平成24年度～26年度
ウェブサイトによる情報提供	環境省ウェブサイト「生物多様性」内に特設サイト開設 国の支援等を一元的に発信する媒体として機能	平成24年度～
生物多様性地域連携促進セミナーの開催	全国3地域でセミナーを開催 同法の意義の他、各地域における先進事例を紹介	平成24年度
地域連携保全活動推進アドバ	個別の助言・指導を行うアドバイザー	平成25年度

¹地域連携保全活動の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）は、生物多様性地域連携促進法第3条に基づいて、地域連携保全活動の促進の意義や、市町村が定める地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項などを示したもので、主務大臣（環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）が定めるものと規定されており、平成23年9月30日に公表された。

イザーの派遣	を派遣する『地域連携保全活動推進アドバイザー派遣事業』を実施	
地方自治体意見交換会の開催	年1回、計画策定自治体の担当者による意見交換会を実施	平成25年度～
生物多様性保全推進支援事業（交付金事業）へのメニュー追加	事業の対象に生物多様性地域連携促進法に基づく計画の作成又は同計画に基づく事業であって、生態系ネットワークの構築に係る広域の取組等を追加	平成29年度～

1.2. 各地の取組状況

(1) 地域連携保全活動計画の作成状況

地域連携保全活動計画は、平成29年7月時点で13地域において作成されている（表2）。このうち、あきる野市・神戸市を除く全ての地域において環境省の予算（委託事業又は交付金事業）を活用して作成されたものである。

地域連携保全活動計画に位置付けられた活動については、自然公園法等の特定の法令に基づく許可や届出など一部の手続が不要となる特例措置がある（法律第6条から第11条）が、平成29年7月時点で特例措置の規定を活用している地域はない。

また、NPO法人等は市町村に対し、地域連携保全活動計画の作成について提案することができる（法律第4条第4項）とされているが、平成29年7月時点でNPO法人等からの提案を受けて計画作成に至った事例はない。

既に計画期間が満了した小山市を含め、14地域のうち6地域が生物多様性地域戦略を策定しており、このうち4地域で、地域戦略の実行計画として地域連携保全活動計画を位置付けている。

表2 地域連携保全活動計画の作成状況

年度	作成数	地域名
平成24年度	1	山口県宇部市
平成25年度	7	北海道後志地域、神奈川県秦野市、石川県珠洲市、長野県飯山市、京都府木津川市、兵庫県西宮市、沖縄県大宜味村
平成26年度	1(1)	(栃木県小山市)、岡山県真庭市
平成27年度	3	愛媛県松山市、愛媛県西条市、東京都あきる野市
平成28年度	1	兵庫県神戸市

小山市は計画期間満了につき、13地域には含まれていない。

(2)地域連携保全活動支援センターの設置状況

地域連携保全活動支援センター（以下「センター」という。）は、平成 29 年 8 月時点で 13 自治体（9 道府県、4 市）において設置されている（表 3）。このうち、6 自治体においては庁内の担当課を、7 自治体については生物多様性センター等を位置付けている状況にある。

センター設置の契機は、既存の組織の役割が法の趣旨と一致していたこと、既存の組織の役割に加えて多様な主体との連携が必要とされてきたこと、地域の機運醸成等である。

具体的な活動状況については、表 4 に示すとおり、センターにより差が存在する。

表 3 地域連携保全活動支援センターの設置状況(平成 29 年 8 月)

年度	設置数	自治体
平成 24 年度	5	青森県、愛知県、長野県、千葉県、愛媛県
平成 25 年度	0	-
平成 26 年度	4	北海道、栃木県小山市、愛知県名古屋市、滋賀県
平成 27 年度	3	奈良県橿原市、大阪府堺市、徳島県
平成 28 年度	0	-
平成 29 年度	1	兵庫県

北海道生物多様性保全活動連携支援センター（HoBiCC）/青森県環境生活部自然保護課/小山市総合政策部渡良瀬遊水地ラムサール推進課/千葉県生物多様性センター/長野県環境部自然保護課/愛知県環境部自然環境課/なごや生物多様性センター/兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課/滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課/ウェブサイト「堺いきもの情報館・堺生物多様性センター」/飛鳥・人と自然の共生センター/とくしま生物多様性センター/愛媛県立衛生環境研究所生物多様性センター

表 4 地域連携保全活動支援センターの主な活動状況

	平均値	最大値	最小値	合計
連携・あっせん件数	約 38 件	200 件	0 件	422 件
専門家の紹介件数	21 件	60 件	0 件	190 件
各種情報提供回数	約 40 件	106 件	3 件	386 件

情報提供回数には、Web サイトアクセス件数を含めない。

出典：「平成 28 年度 生物多様性地域連携促進法に基づく活動に関する情報収集・課題整理業務報告書」（平成 29 年 3 月、パシフィックコンサルタンツ株式会社）

第2章. 課題

2.1. 地域連携保全活動計画作成の意義、効果の発揮

生物多様性の保全に係る活動は、既に多くの地域で多数実施されている。これら個々の活動を「地域ぐるみ」の活動に発展させ、多様な主体による有機的かつ活発な連携を呼び起こすためには、公の計画に活動を位置付けることが効果的である。すなわち、地域連携保全活動計画作成することは、行政や事業者、地域住民の幅広い連携を促し、活動の継続・持続可能性を高めるという観点から、効果を発揮すると考えられる。

しかし、地域連携保全活動計画の策定が 13 件にとどまり、生物多様性地域連携促進法の特例措置の適用事例がないこと等から、地域連携保全活動計画作成の意義やメリットが十分に認識されていない²と考えられる。 [3.2.\(1\)1.活動計画の作成意義の発信](#)

また、計画の策定主体となる市町村に、生物多様性分野専属の職員が配置されている例は多くない。地域連携保全活動計画を策定した地方公共団体の中には、計画策定の労力が負担となった例²⁾も認められ、市町村における計画策定のメリットを明確化するだけでなく、計画策定に要する労力の軽減を図ることが必要である。 [3.2.\(1\)2.活動計画の作成労力の軽減](#)

その他、生物多様性地域連携促進法においては、NPO 法人等から市町村に対し、保全活動計画の策定の提案ができることとされているが、事例がない。地域で活動を行う NPO 法人等に対しても、周知・広報を行うことが必要と考えられる。 [3.2.\(1\)3.制度の周知の改善・強化](#)

2.2. 地域連携保全活動支援センターの設置促進、機能強化

これまでに設置・運用されてきたセンターの中でも差は認められるものの、年間 200 件に及ぶ斡旋を行ったセンターも存在し、実績を挙げつつあると言える。また、様々な業種（建設業・食品業・ディベロッパー等）と連携した生物多様性保全活動を創出した事例もあり、センターの有効性が認められるところである。

また、活動団体、市町村、事業者等の相談窓口として、例えば都道府県単位でセンターが設置されることは、ニーズに合致している。そのため、センターの設置について、地方

² 「平成 24 年度 生物多様性地域連携保全活動促進業務 報告書」(平成 25 年 3 月、いであ株式会社)

公共団体に対する働きかけを強化する必要がある。 [3.2.\(2\)1.既存の組織・施設の活用を含む簡素なセンターの設置促進](#)

また、センターに求められる役割や能力等を明確にし、必要な専門性を有する人材の配置等を行うことが必要である。 [3.2.\(2\).3専門性の確保](#)

2.3.活動の資源（資金・担い手）の持続的な確保

地域連携保全活動計画を策定した地方公共団体を対象としたアンケート（平成 28 年度）では、地域連携保全活動計画を実施する上での課題として、人材不足・高齢化、活動資金・経費の確保、調整・体制の整備等が挙げられた。活動団体や関連する地方公共団体が独自に活動の資源である資金・担い手を獲得することは容易でなく、具体的な情報の提供など、活動資源を確保（資金の獲得・担い手の獲得育成等）するための情報や方法論を提供する必要がある。 [3.2.\(3\)1.活動の資源の確保](#)、[3.2.\(3\)2.事業者との連携の強化](#)、[3.2.\(3\)3.生物多様性以外の分野との連携の強化](#)、[3.2.\(3\)4. 4環境省とセンターの連携強化](#)

表 5 地域連携保全活動計画策定団体へのアンケートにおける活動資源の確保に関する回答

課題分類	アンケートで得られた回答
人材不足・高齢化	<ul style="list-style-type: none">・ 会の結成当初と比べると、刈り払い作業やイベントに参加できる会員が減少しており、作業が小規模なものになってしまうことがある・ 各取組は町内会活動と連携しているものもあり、特に山間部は高齢化による担い手不足が課題・ 世代間交流が課題・ 活動が特定のメンバーに限定
資金面の課題	<ul style="list-style-type: none">・ 補助金以外の活動資金の確保（活動の経済性）・ 里山整備に関わる経費（資材の購入・伐採費用）の確保

出典：「平成 28 年度 生物多様性地域連携促進法に基づく活動に関する情報収集・課題整理業務報告書」（平成 29 年 3 月、パシフィックコンサルタンツ株式会社）

2.4.所有者不明又は所有者の協力が得られない土地への対応

地域連携保全活動計画を策定した地方公共団体において、所有者不明の土地での地域連携保全活動の更なるニーズは必ずしも高くはない状況である。

生物多様性地域連携促進法の附則において、所有者不明の場合等における地域の生物多様性保全の存り方について必要な措置を講ずるものとされたことを受けて、特定外来生物の防除及び国内希少野生動植物の保護増殖事業の実施に当たって、所有者不明の土地において、必要な限度において、土地の立入り、立木竹の伐採等の措置を実施できるよう特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律について、それぞれ平成 25 年、平成 29 年に改正を行った。

なお、所有者不明の森林の間伐、所有者不明の遊休農地の活用など、所有者不明の土地の有効活用等に関して、各省庁において、様々な観点から所用の措置が講じられている。

[3.2.\(4\)1\)関連制度の対応状況の周知](#)

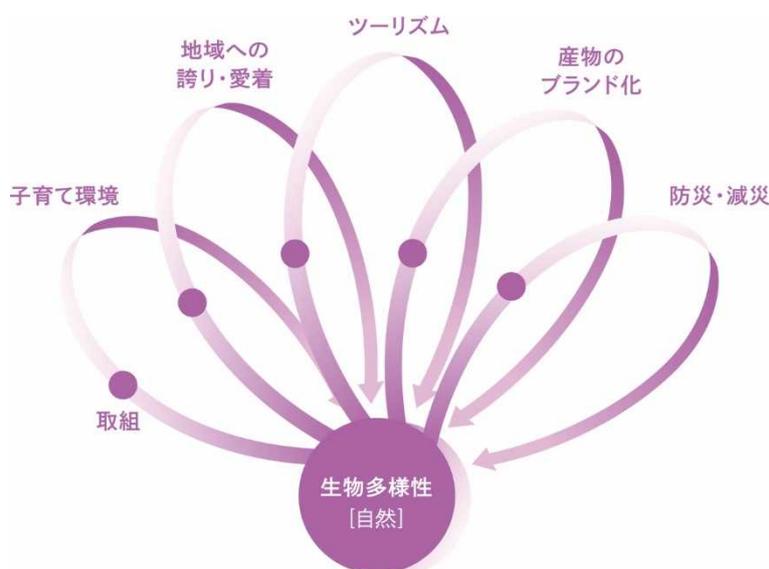
第3章 . 取組の推進方策

3.1. 基本的方向性

生物多様性地域連携法施行後6年が経過しているが、第2章で示したとおり地域連携保全活動計画の策定は13件にとどまり、センターの設置も13自治体となっているなど、本制度に対する地域の取組は十分に浸透しているとは言えない状況であり、本制度を有効に活用していくことが課題である。一方、自然環境の保全・管理活動など、関連するNPO等による取組は様々なかたちで展開されるようになってきた。また、事業者の生物多様性に対する認識や関心も高まっており、連携を促す社会状況は整いつつある。

近年、二次的自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる生物多様性の劣化が課題となっている。このような問題には人口、土地利用、産業構造など様々な社会的課題が関わっており、生物多様性の視点のみに着目した単一の課題解決は困難である。生物多様性地域連携促進法の主旨は、民間（地域住民、NPO・NGO、民間事業者等）等の多様な主体の力を結集し、生物多様性の保全に関わる地域連携活動を促進することにある。多様な立場や価値観を持つ多くの関係者が地域の現状を多面的視点で捉え、地域の資源として自然環境を適切に管理・活用することができれば、生物多様性を保全する活動が他の社会課題の解決にも寄与することが期待できる。

つまり、本制度の積極的な活用は、世界の共通目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が重視する複数の社会課題の同時解決や、環境基本計画で定める「統合的アプローチ」の実現にも資するものとなる。



「生物多様性に関する取組」と、「社会的・経済的課題の解決」のイメージ図
(生物多様性保全活動事例集「生きもの・人・暮らし」より引用)

このような状況を踏まえ、本法の効果的な活用により全国各地で地域社会の課題を解決しつつ、いのちにぎわう豊かな地域づくりが進められていくことを期待し、以下のとおり基本的方向性を設定する。

【基本的方向性】

1. <各主体の特徴を踏まえた連携性の向上>

「地域連携保全活動の促進に関する基本方針」第2章3「多様な主体に期待される役割」に記載されている各主体の役割を改めて確認するとともに、上記の課題を踏まえ、各主体に対してこれまで以上に、その特徴を生かした役割が期待されていることの認識を促進する。

2. <活動の持続性・継続性の向上>

活動の持続性が重要であるとの認識を高める必要がある。具体的には、継続のための財源の重要性に対する認識を高め、活動自体が収益を生む仕組みの構築など、活動の資源の獲得に関する方法論を獲得する。また、多様な主体の継続的参加を可能とするため、活動による生物多様性の保全等に対する貢献の明確化や効果の見える化を推進する。

3. <地域の資源管理や活性化等への貢献>

生物多様性保全のための活動を核としつつ、活動の幅を広げることや、関連する諸活動との連携を通して、地域資源としての自然環境の適切な管理を促し、地域活性化や域外の人々との交流による地域課題の解決へと結びつける。

上記の基本的方向性を踏まえ、本報告書では 3.2 以降に今後取り組む具体的事項を示す。

3.2. 具体的な取組

(1) 計画作成の意義、効果の発揮に係る取組

1) 活動計画の作成意義の発信

個々の活動に着目すると、地域連携保全活動計画を策定することには、以下の点からメリットがある。

- ・ 公の計画に活動が位置付けられることにより、科学的な視点から地域の生物多様性への貢献が明確化され、事業者等の多様な主体の支援を得て、活動の継続性が高まることにつながる
- ・ 計画の策定により、関連する他の部局との連携が強化され、地域課題の解決や産業・観光等との連携による経済的便益の創出につながる

地域連携保全活動計画の策定を促進するためには、地域連携保全活動計画作成の意義やメリットを明確化するとともに、更なる動機づけ（インセンティブ）の強化に関する検討を行う必要がある。

2) 活動計画の作成労力の軽減

地域連携保全活動計画を策定する場合には、域内の生物相など必要な自然環境に関する情報等を収集・整理すること等に労力を要する場合がある。そのため、生物多様性地域戦略や緑の基本計画の策定・改定を計画・実施している地方公共団体においては、地域連携保全活動計画を地域戦略等の一部として位置付けることにより、自然環境に関する情報整理等を軽減できる場合等が考えられ、適切な場合にはこれを推奨する旨を「地域連携保全活動計画作成の手引き」等に明記するべきである。

3) 制度の周知の改善・強化

現状では、地域で活動する NPO 法人等における生物多様性地域連携促進法の認知度は高くなく、これを向上させることが課題である。また、NPO 等は活動の内容を含む活動計画案の作成について市町村に提案することができる点についても周知を強化していく必要がある。その際、環境省のウェブサイト等による周知のみでは情報の到達性の観点から十分ではない。他方、都道府県、市町村、センター等については、地域で活動する NPO 法人等とコミュニケーションをとる機会を有しており、これらの組織を介して生物多様性地域連携促進法の NPO 法人等に対する周知を図ることを検討すべきである。

また、NPO 法人等に制度の周知を行う際、生物多様性地域連携促進法の適用により活動の継続性等が向上した例、あるいは地域の社会課題の解決や経済的便益を生んだ例など、優良事例を整理し、制度と併せて情報提供することが効果的である。

その他、後述のとおり活動の持続性・継続性を高める上では、民間事業者の参画促進が必要である（3.2.(3)2）参照）。地域の民間事業者に本法に基づく制度を効率的に周知するため、事業者団体や地域の経済団体との連携を強化することが望ましい。

(2)センターの設置促進、機能強化に係る取組

1)既存の組織・施設の活用を含む簡素なセンターの設置促進

センターの設置を促進するためには、新たな組織の設置にこだわらず、既存部署、施設（NPO交流プラザ、ボランティアセンター、環境パートナーシップオフィス等）を活用した機能追加や組織の拡充等により、簡素なセンターとして、窓口や関係者が集うプラットフォームの開設を促進していくことが効率的と考えられる。この際、広域的な視点を持つ必要性や、有識者の効率的な斡旋、市町村の行政界を超えた活動のマッチングの促進等の観点からは、都道府県単位でのセンター設置を推奨することが望ましい。いずれの地域にも少なくとも一箇所の相談窓口が開設されている状態を確保するために、早期の全都道府県におけるセンター設置を目指すべきである。

教育、まちの美化、健康づくり、都市緑化、地域おこし等、他の視点で活動に取り組む市民・団体の参画を促すことで、異なる施策のシナジー効果を発揮することが可能となる。これらの視点を踏まえ、生物多様性のための相談・調整等の窓口のない都道府県に対し、都道府県の実情に応じたセンター設置の考え方や既存のセンターの位置付けを示しつつ、既存部署、施設の活用を促すとともに、積極的な広報や必要な支援を行うことが必要である。

（ 巻末 「地域連携保全活動支援センター設置の考え方」参照）

2)能動的かつ戦略的な連携促進のための機能強化

既存のセンターについては、更なる活動の促進を図るため、機能強化を図っていくことも重要である。各活動の進捗管理や評価を担い、活動の改善につなげていく役割や、生物多様性地域戦略をはじめとする地域の総合計画との関係を整理しつつ、活動計画の作成や活動内容の誘導を図っていく役割も期待される。

また、あらゆる団体、人が気軽に利用できるセンターとなることにより、有名な種や絶滅危惧種等の保全活動だけでなく、地域住民が大切にしたい身近な自然の保全に貢献することが期待できる。このため都道府県、市町村、各省庁の地方出先機関の様々な部局とセンターが連携し、団体の活動が円滑に行われるよう情報交換していくことが望ましい。

3) 専門性の確保

既述のとおり、センターには、今後は自然環境分野に限らず、活動のための資源動員や地域経営など、より幅広い知識や経験を有する人材の育成が必要と考えられる。また、生物多様性のモニタリング等を行い、地域連携保全活動の効果を評価するためにも、専門性が必要となる。

人材の育成においては、既存の研修制度（環境省環境パートナーシップ研修等）の活用による人材育成や既存施設（NPO 交流プラザ等）のスキルの活用が効果的である。また、センターにおいて専門性を有する人材を確保することが困難な場合には、外部の人的資本の活用が効率的である。具体的には、近隣の大学・博物館等の教育・研究機関、専門家等との連携を強化することが重要である。

4) 環境省とセンターの連携強化

都道府県や市町村を支援し、1)～3)の取組をより効果的に実施するためには、環境省によるセンターへの各種情報提供等を強化し、連携強化を図っていく必要がある。例えば、職員の専門性を高めていくため、環境パートナーシップ研修等の各種の研修制度について環境省から各センターへ直接周知し、参加を促すことが挙げられる。また、民間団体等に対しては、環境省のウェブページにおいて全国のセンター一覧を公表し、周知を図っていくとともに、生物多様性アクション大賞等の各種の顕彰制度・表彰制度について、センターを通じて活動団体へ情報提供を行うこと等によって、活動のインセンティブを高めていくことが期待される。なお、こうした顕彰制度・表彰制度は、活動団体間のネットワークづくりや情報共有の機会を提供することにもつながる。さらに、センターの認知度を高め、より市民から親しまれ、利用しやすいセンターとしていくためには、全国共通のセンターの愛称を定めることも検討すべきである。

(3) 活動の資源の持続的な確保に係る取組

1) 活動の資源の確保

地域連携保全活動の持続性を高めるためには、行政、事業者、NPO、自治組織（集落、公民館等）市民等の効果的な連携及び経時的な連続性にも配慮した上で、継続的な活動資源を確保（資金の獲得・担い手の確保育成等）することが必要である。

生物多様性の保全に関する活動の中には、地域が有する自然資源その他地域固有の資源のブランド化による事業収益の獲得や、エコツーリズム等による外部の人々の流入を促す仕組みを導入している団体も存在し、活動の持続可能性を高める上では、このような資金獲得手段を実装することが極めて重要である。環境省の実施する「地域循環共生圏構築検討事業」では、森里川海の適正な管理と活用を通じた地域循環共生圏の構築に向け、「多様な主体によるプラットフォームづくり」、「自立のための経済

的仕組みづくり」、「人材育成」を国内 10 の実証地域において展開しており、この実証事業を通じたノウハウ等の整理を進めている。地域連携保全活動の持続性を高めるためには、これらの事例情報の提供も効果的であり、ガイドラインの作成・公表等を通して、活動が持続的・継続的に自走できるためのノウハウの提供を進めていくことが効果的である。

また、里山では教育活動やバイオマス利用が行われていることもあり、生物多様性以外の分野の民間ファンドの活用も有効である。これらの分野とも連携し、結果として生物多様性保全につなげていくことも重要である。

活動資源を獲得するための仕組みの構築には、初期段階で投資が必要となる場合がある。このような状況においては、仕組みの構築に当たって活用可能なメニューを整理し、環境省のウェブサイト等でわかりやすく提示することが重要である。具体的には、活動内容に応じて、関係省庁の有する支援事業等（生物多様性保全推進支援事業、森林・山村多面的機能発揮対策交付金、多面的機能支払交付金、統合河川環境整備事業、水産多面的機能発揮対策事業等）の他、地方自治体の事業等が活用できる場合があると考えられる。

その他、「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（地域自然資産法）」に基づく入域料や、国立公園内において利用者が納める協力金等の適用が可能な地域には、これらの情報を整理して提供すべきである。

2)事業者との連携強化

地域連携保全活動に経営感覚のある民間事業者が参画することは、寄付等による直接的支援だけでなく、経営や活動資源の獲得に関するノウハウの提供等を通じた活動の持続性向上の観点から大きな意義を有する。また、事業者の有する技術や資材、事業特性等を活動に活かすことができれば、さらに大きな成果を得られる可能性がある。地域連携保全活動への事業者の参画を促進するためには、事業者が参画することによるこれら活動へのメリットと事業者にとってのメリットの双方を認識する必要がある。参加することによる事業者にとってのメリットとしては、企業価値の向上による投資の呼び込み、立地自治体や住民との関係性の向上、市場の拡大・創生等がある。これらを踏まえ、事業者以外のあらゆる関係者も巻き込んだ地域ぐるみの取組体制を構築することや、ISO14001 等事業者の関心が高い事柄、あるいは SDGs 等事業者の役割が重要なテーマとの関連性を整理すること、これらを事業者に適切に伝えていくこと等が重要である。

このため、事業者が参画しやすい条件を把握し、活動団体や地方公共団体に提示するほか、活動団体と事業者双方のニーズをマッチングするセンターの機能強化（3.2.(2)参照）が必要である。その際、事業者の取組を促すための活動の具体化に向

けた検討内容や、センターの役割等を、図示等によって分かりやすく示すことが重要である。

3)他の分野との連携強化

資金や担い手を捻出し、持続的な活動としていくためには、生物多様性の保全のための活動と親和性の高い政策分野（環境教育や地球温暖化対策、緑地保全等、環境保全等）の他、農林水産業、商工・観光、都市計画、交通、福祉等の関連分野との関連性を整理した上で、これらの政策を所管する行政部局やこれらの分野の事業者等との連携を強化していくことが重要である。このことによって、地域の社会課題の解決を推進し、地域の資源管理や活性化等へ貢献する、あるいは、これらと一体となった事業に拡大し、資金が循環していく等の効果があることについて周知を図っていく必要がある。

また、同一の地方公共団体においても、多様な部局が連携して地域連携保全活動計画を策定し、実行している事例情報を共有すること等も有効である。

(4)所有者不明の土地等への対応に係る取組

1)関連制度の対応状況の周知

所有者が不明であったり、所有者の協力が得られない土地について、外来生物法や種の保存法の改正により、必要な限度において、立入りや立木竹の伐採が可能となる措置が講じられた。これらの関連制度について、地方公共団体等に積極的に周知を図っていくことが必要である。

おわりに

2010年のCOP10において愛知目標が設定されてから、各地で様々な生物多様性保全の取組が進められてきた。しかし、地域的に見れば、里山の種の減少などの問題が各地で生じている。活動に取り組む団体の高齢化なども進んでいる。まずは愛知目標達成年である2020年を見据え、多様な主体の連携を促し、活動を活性化させるために、センターの設置促進やセンターによる活動団体と事業者のマッチングの事例の蓄積や提示、モデル事業の提案等の対策を速やかに講じることが必要である。一方、中長期的には、地域連携保全活動が、地域社会の課題解決を図っていく上で重要な役割を果たすことができる仕組みの構築が必要である。そのためには、生物多様性保全分野だけでなく、様々な分野・業種との連携を促進するべきである。

国は、地域における生物多様性保全活動の促進を支援するため、本報告にまとめた各推進方策をどのような手順・優先度・具体的手段によって実現していくかについて検討し、その上で着実に実行に移していくことが重要である。そのためには、法の執行体制や予算措置の充実、活動状況の継続的なフォローアップも必要であることを指摘しておく。

(参考)

生物多様性地域連携保全活動の促進に関する検討会 概要

経緯

平成 29 年 10 月 31 日 第 1 回検討会 (検討課題の整理)
施行状況の説明、関係自治体ヒアリング、検討課題の整理

平成 29 年 11 月 20 日 第 2 回検討会 (対応方針の検討)
関係団体ヒアリング、検討課題ごとの対応方針の整理・検討、
報告書(素案)の検討

平成 29 年 12 月 18 日 第 3 回検討会 (報告のとりまとめ)
検討課題ごとの対応方針の確認、報告書のとりまとめ

構成メンバー

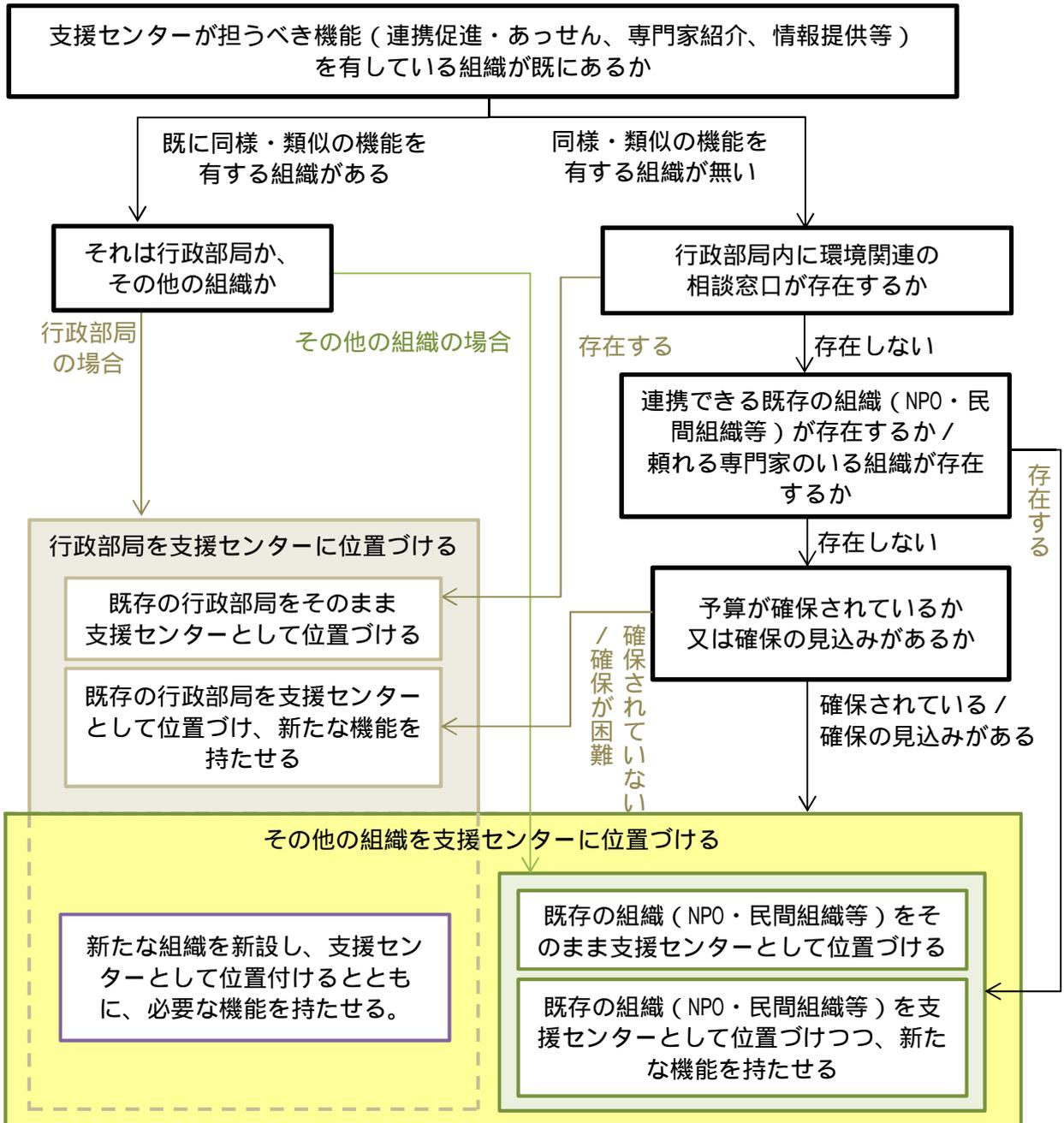
(50 音順：敬称略)

No.	氏名	所属
有識者		
1	池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科・教授
2	石原 博	経団連自然保護協議会・企画部会長
3	一ノ瀬 友博	慶應義塾大学環境情報学部・教授
	下村 彰男	東京大学大学院農学生命科学研究科・教授
5	高川 晋一	公益財団法人日本自然保護協会自然保護部・副部長
6	竹田 純一	東京農業大学・学術研究員、里地ネットワーク・事務局長
7	土屋 俊幸	東京農工大学大学院農学研究院・教授
関係自治体		
8	中村 貢	秦野市環境産業部森林づくり課・課長
9	村上 裕	愛媛県立衛生環境研究所生物多様性センター・主任研究員
関係省		
10	中川 一郎	農林水産省大臣官房政策課環境政策室・室長
11	東 佑亮	国土交通省総合政策局環境政策課・課長補佐
12	長田 啓	環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室・室長

事務局：環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室

印は座長

地域連携保全活動支援センター設置の考え方



行政部局を支援センターに位置づけた例

青森県環境生活部自然保護課、小山市総合政策部渡良瀬遊水地ラムサール推進課、長野県環境部自然保護課、愛知県環境部自然保護課、なごや生物多様性センター、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課、堺いきもの情報館 / 堺生物多様性センター（ウェブサイト）、飛鳥・人と自然の共生センター、とくしま生物多様性センター

新たな組織を新設した例

千葉県生物多様性センター、愛媛県立衛生環境研究所生物多様性センター

既存の組織（NPO・民間組織等）を支援センターとして位置づけた例

北海道生物多様性保全活動連携支援センター（HoBiCC）（北海道環境財団、北海道新聞野生生物基金、北海道立総合研究機構が協定を結び、設立）